

## 財政負担の小さい教育支援策

# 「出世払い型」奨学金の導入を

政府の財源に限られるなか、教育政策にも効率性が強く求められている。

幼児教育無償化に並び重要な高等教育向けの奨学金拡充では、豪州の先例に学ぶところが大きい。



人工知能 (AI) やビッグデータといった第4次産業革命が進み、新たな知識や発想が経済成長の大きな源泉となる中、教育は未来を担う次世代への投資である。また、教育は「国家百年の計」であり、子どもが置かれた条件の違いを乗り越えて貧困の連鎖を断ち切る鍵ともなっている。

自公政権は現在、高等教育の無償化

や大学改革などを柱として、「人づくり革命」の検討を進めているが、そもそも高等教育の無償化に財源はいくら必要となるのか。

2017年5月にまとめられた教育再生実行本部の第8次提言によると、大学・専門学校を含む高等教育の授業料を無償化した場合、約3.7兆円の財源が必要となる。所得制限(900万円以下の世帯に限定)を設けたとしても、2.7兆円が必要との試算結果が出ている。

### 豪州では8割が奨学金

新たな財源を確保するための「教育国債」構想についても、政治的な火種としてくすぶってきた。現状の厳しい財

政状況を鑑みれば、「教育」を錦の御旗として、これ以上の国債増発は許容できないだろう。

そこで、一部の有識者が参考になると注目しているのが、オーストラリアで実施されている高等教育ローンプログラム (Higher Education Loan Programme、以下HECS-HELP) である。

制度利用者の在学中の授業料は無料とし、卒業後に所得に応じて課税方式で授業料を返還する仕組みとなっている。言わば、大学卒業後の「出世払い」という性格を持つ。

HECS-HELPでは、返済に関する利率は物価上昇率のみで、実質利率では0%となる。

同枠組みは選抜的な学生に適用されるものだが、それ以外の学生を対象とした有利子の枠組みも存在する。オーストラリアでは約8割強の学生が、これら制度を通じた給付金を受けている。

卒業後、課税所得が約500万円(約5万6000豪ドル)を超えてから、課税所得に応じて年4~8%の返還率で、税による源泉徴収を通じて貸与総額を返済する。半面、所得が上記の金額に満たない場合は返済が猶予される仕組みとなっている。

学生は在学中に授業料の負担を避けられることに加え、所得の比較的

### オーストラリアの奨学金は「出世払い方式」

● HECS-HELPの仕組み

在学中は国が  
授業料を負担

卒業後

課税所得が約500万円(約5万6000豪ドル)以上の場合  
課税所得の4~8%を  
毎年源泉徴収

約500万円未満の場合  
返済を猶予

少ない新社会人時代に奨学金の返済を避けられるメリットもある。本人が死亡した場合は、残りの返済金額が免除となる。

オーストラリアの仕組みなどを参考に日本でも制度設計が議論されている。自民党の教育再生実行本部は、大学在学中の授業料を免除し、卒業後に出世払いで返済する制度の詳細を18年前半までに固める方針を明らかにしている。政治的リーダーシップを発揮すれば、財政投融资などの活用によりオーストラリアと似た仕組みを日本でも広く普及できると筆者は考えている。

このHECS-HELPは「所得連動型奨学金」(Income Contingent Loan)の一種であり、実は既に日本でも学生支援機構が同様の仕組みの奨学金を導入している。例えば、学生支援機構が17年4月から新たに導入した「所得連動返還型奨学金制度」は、所得の9%を返還するという内容で、オーストラリアの制度と概ね同じ仕組みとなっている。

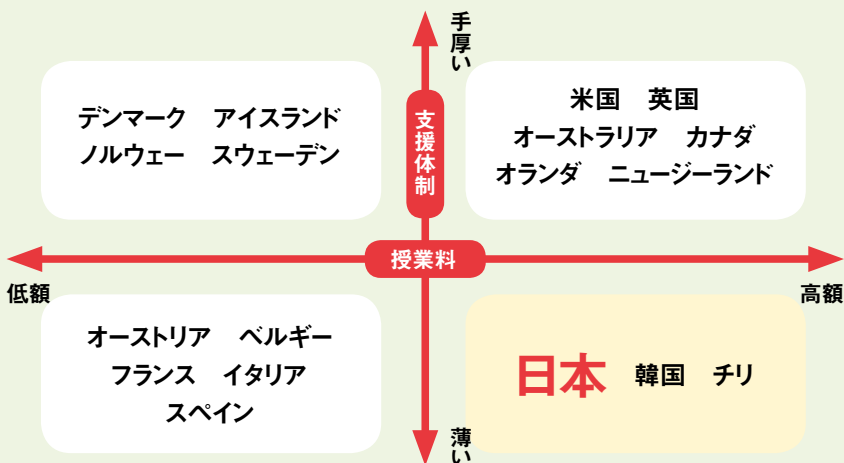
しかし、制度普及に向けた課題が2つある。給付の徴収方法と申請条件である。

学生支援機構の所得連動返還型奨学金制度は銀行口座引き落としで、オーストラリアの源泉徴収方式に比べ徴収の確実性は低い。また、奨学金申請時の世帯年収が300万円以下の学生だけに限るといった条件は相当厳しい。HECS-HELPに比べると、より多くの学生が使える制度とは言いがたい。

世帯年収条件との関係では、東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策研究センターがまとめた「高校生の進路追跡調査第1次報告書」が参考となる。この報告書によると、年収が1000万円超の世帯における4年制大学進学率は62.4%である。一方、年収が600万～800万円の世帯では49.4%に低下

## 日本での学生支援体制の整備は急務

● 授業料と支援体制の国際比較



し、年収が400万円以下の世代では31.4%にまで低下してしまう。

一般的に、大卒と高卒では生涯賃金が平均5000万円以上も異なるといわれている。つまり4年制大学に進学できれば、大学4年間の授業料の10倍以上の便益を得ることができる。

このため、大学4年間の授業料や生活費をローンで一時的に借りることができれば、十分な見返りを得ることができる。また、卒業後の収入でローンの返済もできるはずである。

しかし、現実には、個人が資金を借り入れようとする場合、高い利子率に直面する。また、借り入れには様々な条件があるため、教育ローンを組めない人が少なくないのが実態である。

### 年収条件引き下げが急務

このように資金繰りに制約があるため、将来大きなリターンが見込める支出に動けない状況を「流動性制約」という。教育分野でこの問題解決に重要な政策手段となるのは奨学金であり、学生支援機構の所得連動返還型奨学金の拡充で積極的に対応するのが望ましい。

制度の拡充にあたっては、学生支援

機構は現在も、財政投融资の仕組みなどを利用して必要な資金調達を行っている。潜在的な利用者を増やすためには世帯年収などの条件を緩めるだけでなく、この財投の仕組みを一層拡充することが必要と考えられる。

日本版「出世払い型」奨学金の制度導入推進や学生支援機構の所得連動返還型奨学金の拡充は、高等教育での負担の在り方を抜本的に転換すると筆者はみている。従来は教育費用を親が中心に負担してきたが、学生と社会が共同で負担する仕組みに改めることを意味するからだ。この転換は人的資本投資の市場で、教育負担の「重心」をどこに置くか、という問題にも関係する。

資源が少ない日本では人材こそが最大の資源であり、人づくり改革が重要であることは言うまでもない。だが、財政の限界も念頭に、適切な政治的リーダーシップにより、日本版「出世払い型」奨学金の実現に向けた検討を期待したい。

[おぐる・かずまさ] 2010年一橋大学大学院経済学研究科博士課程修了(経済学博士)。旧大蔵省、一橋大学経済研究所准教授などを経て15年から現職。専門は公共経済学。